

岩手県監査委員告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定により行った監査の結果を次のとおり公表する。

平成30年8月7日

岩手県監査委員 小野 共  
 岩手県監査委員 千葉 伝  
 岩手県監査委員 寺沢 剛  
 岩手県監査委員 沼田 由子

1 監査対象機関、監査執行年月日及び担当監査委員

監査対象機関	監査執行年月日	担当監査委員
秘書広報室広聴広報課	平成30年6月14日	千葉 伝 寺沢 剛
総務部財政課	平成30年6月6日	小野 共 寺沢 剛
環境生活部環境保全課	〃	〃
環境生活部資源循環推進課	平成30年6月14日	小野 共 沼田 由子
商工労働観光部産業経済交流課	平成30年6月6日	千葉 伝 沼田 由子
農林水産部団体指導課	平成30年6月14日	千葉 伝 寺沢 剛
農林水産部農業振興課	平成30年6月6日	小野 共 寺沢 剛
農林水産部農業普及技術課	平成30年6月14日	小野 共 沼田 由子
農林水産部農村計画課	〃	〃
農林水産部農村建設課	〃	〃
農林水産部農産園芸課	平成30年6月6日	千葉 伝 沼田 由子
農林水産部県産米戦略室	〃	〃
県土整備部建設技術振興課	〃	小野 共 寺沢 剛
県土整備部砂防災害課	〃	千葉 伝 沼田 由子
県土整備部都市計画課	〃	〃
県土整備部下水環境課	〃	〃
県土整備部港湾課	〃	小野 共 寺沢 剛
県南広域振興局経営企画部	平成30年6月19日	千葉 伝 沼田 由子
県南広域振興局保健福祉環境部	〃	〃
県南広域振興局保健福祉環境部花巻保健福祉環境センター	平成30年6月20日	〃
県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センター	〃	小野 共 寺沢 剛
県南広域振興局農政部	平成30年6月19日	千葉 伝 沼田 由子
県南広域振興局農政部花巻農林振興センター	平成30年6月20日	〃
県南広域振興局農政部遠野農林振興センター	平成30年6月15日	小野 共 沼田 由子
県南広域振興局農政部一関農林振興センター	平成30年6月19日	小野 共 寺沢 剛
県南広域振興局農政部北上農村整備センター	平成30年6月15日	小野 共 沼田 由子
県南広域振興局農政部一関農村整備センター	平成30年6月19日	小野 共 寺沢 剛
県南広域振興局林務部	〃	千葉 伝 沼田 由子
県南広域振興局土木部	〃	〃
県南広域振興局土木部花巻土木センター	平成30年6月20日	〃
県南広域振興局土木部北上土木センター	平成30年6月15日	小野 共 沼田 由子

県南広域振興局土木部遠野土木センター	平成30年6月15日	小野 共 沼田 由子
県南広域振興局土木部一関土木センター	平成30年6月20日	小野 共 寺沢 剛
県南広域振興局土木部千厩土木センター	平成30年6月19日	〃
県南広域振興局花巻審査指導監	平成30年6月20日	千葉 伝 沼田 由子
県南広域振興局一関審査指導監	〃	小野 共 寺沢 剛
沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター	平成30年6月15日	千葉 伝 寺沢 剛
県北広域振興局保健福祉環境部二戸保健福祉環境センター	〃	〃
県北広域振興局農政部二戸農林振興センター	〃	〃
県北広域振興局土木部二戸土木センター	平成30年6月14日	〃
岩手県食肉衛生検査所	〃	小野 共 沼田 由子
岩手県中部保健所	平成30年6月20日	千葉 伝 沼田 由子
岩手県奥州保健所	平成30年6月19日	〃
岩手県一関保健所	平成30年6月20日	小野 共 寺沢 剛
岩手県二戸保健所	平成30年6月15日	千葉 伝 寺沢 剛
岩手県県北家畜保健衛生所	平成30年6月14日	〃
奥州農業改良普及センター	平成30年6月19日	千葉 伝 沼田 由子
一関農業改良普及センター	〃	小野 共 寺沢 剛
二戸農業改良普及センター	平成30年6月15日	千葉 伝 寺沢 剛
岩手県教育委員会事務局教職員課	平成30年6月6日	千葉 伝 沼田 由子
岩手県人事委員会事務局	平成30年6月14日	小野 共 沼田 由子
岩手県監査委員事務局	平成30年6月6日	小野 共 寺沢 剛
岩手県労働委員会事務局	〃	〃

2 監査の結果 以上の機関については、おおむね良好と認められる。なお、次の機関について、留意改善を要する事項は、次のとおりである。

- (1) 環境生活部資源循環推進課 赴任旅費の支給に当たり、支給すべき金額より少なく支給しているものが1件、33,900円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (2) 県南広域振興局土木部北上土木センター 県営住宅家賃及び県営住宅駐車場使用料の還付に当たり、著しく遅れて還付しているものが12件、292,645円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (3) 県南広域振興局土木部遠野土木センター 委託業務に係る入札保証金の還付に当たり、契約締結後相当期間経過してから還付しているものが1件、40,000円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (4) 県南広域振興局土木部一関土木センター 工事請負費に係る契約保証金の還付に当たり、完成検査後相当期間経過してから還付しているものが2件、5,032,800円あったので、適正な事務の執行に努められたい。
- (5) 県南広域振興局土木部千厩土木センター 需用費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、43,610円あったので、適正な事務の執行に努められたい。